

提供日 2026/05/18  
タイトル 日米の「さくらの女王」による知事表敬訪問  
担当 企画部 地域外交課  
連絡先 地域外交戦略班  
TEL 054-221-3254



「全米桜祭り」の関係者と「日本さくらの女王」が  
知事を表敬訪問します

(要 旨)

日本から寄贈された桜を記念し、米国ワシントンD.C.で開催されている「全米桜祭り」に携わる全米州議会協会会長と、「2026全米さくらの女王」が、知事を表敬訪問します。

今年度は、公益財団法人日本さくらの会の「第31代日本さくらの女王」も同席します。

(概 要)

日 時	令和8年5月21日(木) 15:00~15:20
場 所	県庁東館5階 特別会議室
訪問者	・ キャロライン・キャンベル 2026全米さくらの女王 ・ ジジ・ガルブレイス 全米州議会協会会長 ・ 柳 そら(やなぎ そら) 第31代日本さくらの女王 ・ 工藤 園子(くどう そのこ) 公益財団法人日本さくらの会女王委員会委員 ほか

(参 考)

○本県とワシントンD.C.の桜の関わり

- ・ワシントンD.C.のポトマック河畔の桜並木は、1912(明治45)年に、尾崎行雄東京市長(当時)が贈った桜が起源です。
- ・贈られた桜の苗木は、興津(静岡市清水区)の旧農商務省農事試験場園芸部(現、農研機構果樹研究所カンキツ研究興津拠点)で接木育成されました。

○全米さくらの女王

- ・ワシントンD.C.では、日本から寄贈された桜を記念し、1935年から「全米桜祭り」が開催され、1948年に「全米さくらの女王プログラム(プリンセスプログラム)」が始まりました。
- ・全米各州のチェリー・ブロッサム・プリンセスから、その年の「全米チェリー・ブロッサム・クイーン(全米さくらの女王)」を選出しており、選出された女王は、毎年、(公財)日本さくらの会の招聘で、日本を親善訪問しています。



提供日 2026/05/18  
タイトル 令和8年度 静岡県消費者支援功労表彰式  
を開催します！  
担当 暮らし・環境部 県民生活課  
連絡先 消費者支援班  
TEL 054-221-2175



## 令和8年度 静岡県消費者支援功労表彰式を開催します！

県では、多年にわたり地域の消費生活の向上に尽力された個人及び団体を表彰しています。

令和8年度は、消費者支援関係団体指導者1名と消費者支援関係業務従事者2名を表彰します。

### 1 日時

令和8年5月25日（月）午後3時から午後3時30分まで

### 2 場所

静岡県庁 別館9階特別第2会議室

### 3 被表彰者

#### (1) 静岡県消費者支援功労表彰

多年にわたり消費者支援活動の推進・発展向上のために尽力し、その功績が顕著である個人（消費者支援関係団体指導者）に対して、知事が表彰するものです。

受賞者	功績概要
消費者問題ネットワークしずおか副代表 (おぐす のぶを) 小楠 展央 氏	○司法書士としての専門知見に基づき、消費生活相談員養成講座を主導し、本県の消費者行政を支える専門人材の確保において貢献。 ○静岡県消費者教育推進県域協議会の委員のほか、各種協議会の委員等を歴任。

## (2) 静岡県消費者支援知事褒賞

多年にわたり消費者支援活動の推進・発展向上のために尽力し、その功績が顕著である個人及び団体に対して、知事が表彰するものです。

※同賞受賞の消費生活相談員2名から、氏名公表辞退の申し出があったため受賞者氏名の記載を見送っております。

受賞者	功績概要
伊豆の国市消費生活相談員 (伊豆の国市)	○平成28年4月から現在に至るまで消費生活相談業務に従事。知識や相談スキルの向上に尽力し、伊豆の国市の消費生活相談業務の充実のために熱心に取り組んでいる。

受章者	功績概要
静岡市消費生活相談員 (静岡市)	○平成27年4月から現在に至るまで消費生活相談業務に従事。市民向け啓発資料の作成に携わり、学校等で消費者教育講座の講師を務めるなど消費者教育の推進にも貢献している。

## 4 授与者

静岡県くらし・環境部長

## 5 その他

取材を希望される場合は、午後3時までに会場へお越してください。

参加者募集告知

催事等の当日取材

実施事業等の紹介

調査結果等の公表



提供日 2026/5/18  
タイトル ~中学生・高校生対象~  
自転車安全利用キャンペーンを実施します  
担当 くらし・環境部 くらし交通安全課  
TEL 交通安全班 054-221-2104



~中学生・高校生対象~  
自転車安全利用キャンペーンを実施します

静岡県交通安全対策協議会（会長：知事）は、自転車安全利用キャンペーン「指導強化の日」として、中学生・高校生を対象に、学校、市町、警察、PTA、民間交通指導員、交通安全指導員等が連携して、自転車ルールの指導啓発等の取組を県下一斉で実施します。

### 1 日時・場所

令和8年5月20日（水）おおむね午前7時30分から午前8時30分の間  
県内各中学校・高等学校の通学路

※県内各市町で実施しますが、取材は以下の3か所を中心をお願いします。

市町名	開催時間	実施場所	関係学校
富士宮市	午前 7:40~8:15	富士宮市小泉1234 (富士宮東高等学校正門前)	県立富士宮東高等学校
静岡市	午前 7:45~8:05	静岡市清水区桜が丘町7-15 (清水桜が丘高等学校周辺交差点)	静岡市立清水桜が丘高等学校
浜松市	午前 8:00~8:20	浜松市中央区三幸町421 (白昭交差点の南の交差点)	私立浜松啓陽高等学校

※ 雨天等の影響により、中止となる場合があります。中止に関する情報や撮影条件等の詳細については、前日5月19日（火）の正午までに上記担当班（054-221-2104）までお問い合わせください。

(参考) 自転車安全利用キャンペーン「指導強化の日」

関係機関が連携して、自転車通学の高校生等に対し、ルールについて指導・街頭啓発等を年3回（5月、10月、1月）行うもの。

参加者募集告知 ・ **催事等の当日取材** ・ 実施事業等の紹介 ・ 調査結果の公表



提供日 2026/05/18  
タイトル 週に1度はスポーツをしよう！  
ニュースポーツふれあいフェスタ in 三島の開催  
担当 スポーツ・文化観光部 スポーツ振興課  
連絡先 生涯・パラスポーツ班  
TEL 054-221-3375



## 週に1度はスポーツをしよう！

### ニュースポーツふれあいフェスタ2026 in 三島の開催

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しむことができる「ニュースポーツ」の体験イベントの開催についてお知らせします。

- 1 日時 令和8年5月23日(土) 9:00～12:30
- 2 会場 三島市民体育館(三島市文教町2-10-57)
- 3 内容 ニュースポーツ体験コーナーの開催

時間	体験できる種目
9:30～12:30 (9:00受付開始)	スポレック、ソフトバレー、ダーツ、ペットコン、スカットボール モルック、ブローライフル、スポーツウエルネス吹矢 スポーツチャンバラ、ミニテニス、手のひら健康バレー タスポニー、ドッジボール、フォークダンス

※体験種目は都合により変更になる場合があります。

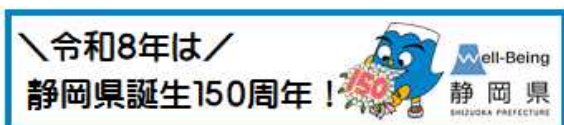
- 4 参加方法 当日、直接会場にお越しください。(申込不要、参加無料)
- 5 持ち物 上履き、動きやすい服装
- 6 中止のお知らせについて [静岡県レクリエーション協会ホームページ](#)にてお知らせします。

<URL> <https://shizuoka-rec.jimdofree.com>

- 7 主催 静岡県、静岡県レクリエーション協会

※ニュースポーツふれあいフェスタの今後の予定

- ・令和8年5月31日(日) さわやかアリーナ(袋井市)
- ・令和8年6月14日(日) 函南町体育館(函南町)
- ・令和8年9月27日(日) 朝比奈体育館(御前崎市)
- ・令和8年10月3日(土) 小山町総合体育館(小山町)
- ・令和8年11月8日(日) 松崎町勤労者体育センター(松崎町)



提供日 2026/05/18  
タイトル 令和8年度静岡県文化奨励賞授賞式を開催  
担当 スポーツ・文化観光部 文化政策課  
連絡先 芸術祭推進班  
TEL 054-221-2254



## 令和8年度 静岡県文化奨励賞授賞式を開催

静岡県は、芸術や学術を通じ、本県の文化の振興と向上に寄与するアーティストや文化事業団体の活動を奨励するため、昭和37年に静岡県文化奨励賞を設け、今年で65回目を迎えます。

令和8年度を受賞者3者への授賞式を下記のとおり開催します。授賞式では、副知事から賞状等を授与するとともに、受賞者が挨拶を行います。

### 記

#### 1 授賞式

(1)日時 令和8年5月22日(金) 午後3時から3時45分まで

(2)会場 静岡県庁本館4階 特別会議室

(3)出席者 令和8年度受賞者

- ・横山靖代 氏
  - ・劇団限界集落
  - ・特定非営利活動法人こころのまま
- 受賞者関係者

来賓:静岡県文化協会会長 鬼頭 宏 氏  
平木副知事、スポーツ・文化観光部長ほか



(昨年度の様子)

#### (4)次第

- ア 開式
  - イ 賞状及び副賞の授与
  - ウ 式辞(副知事)
  - エ 来賓祝辞
  - オ 受賞者挨拶(全員)
  - カ 閉式
- (閉式後、記念写真撮影)

#### 2 受賞者(敬称略)

氏名・名称	年齢	居住・所在地	職業	活動分野
横山 靖代 (よこやま やすよ)	59歳	静岡市	声楽家	音楽(声楽)
劇団限界集落 (げきだんげんかいしゅうらく)	-	浜松市	-	舞台芸術(演劇)
特定非営利活動法人こころのまま	-	沼津市	-	障害者文化芸術普及

提供日 2026/05/18  
タイトル 【取材依頼】先進事例を踏まえて  
県内実証フィールドを有効活用  
～令和8年度 第1回次世代エアモビリティ開発推  
進コンソーシアム開催～  
担 当 経済産業部 産業革新局先端技術振興課  
連絡先 先端技術振興第2班  
TEL 054-221-3622



**【取材依頼】先進事例を踏まえて県内実証フィールドを有効活用  
～令和8年度 第1回次世代エアモビリティ開発推進コンソーシアム開催～**

県では、無人航空機や空飛ぶクルマ等の次世代エアモビリティ産業の創出に向け、新たな企業参入や関連産業の集積に取り組んでいます。  
この度、「静岡県次世代エアモビリティ開発推進コンソーシアム」の令和8年度第1回会議を5月28日（木）に開催します。

**【概要】**

日時	令和8年5月28日（木）13時30分～16時00分（受付：13時開始）
場所	静岡理科大学 静岡キャンパス4階 403・404会議室 （静岡市葵区御幸町20番地 M20）
内容	1. 今年度の静岡県の次世代エアモビリティ関連施策について 2. 経済産業省における次世代エアモビリティ政策の取組紹介 経済産業省 次世代空モビリティ政策室長 古市 茂氏 3. 次世代エアモビリティに係る先進事例の紹介 ・「奄美大島におけるドローン活用事例」 日本航空株式会社 エアモビリティ創造部 谷口 伸氏 ・「加賀市近未来技術実証ワンストップセンターの取組」 加賀市役所 デジタル推進課 砺波 慶綺氏 4. 県実証フィールドの活用について 5. 意見交換ほか
参加 予定者	機体開発メーカー、ソフトウェア開発メーカー、サービス関連企業、 研究機関、市町、国等
問合せ先	静岡県 経済産業部 産業革新局 先端技術振興課（担当：酒井） TEL：054-221-3622 E-mail：sengi@pref.shizuoka.lg.jp

※コンソーシアム構成員は 50社・団体(令和8年5月18日)  
※当日取材を希望される社は、5月27日(水)の午後5時までに上記担当に御連絡ください。

提供日 2026/05/18  
タイトル 静岡県議会令和8年5月臨時会の開催  
担当 議会事務局 議事課  
連絡先 議会事務局 議事課  
TEL 054-221-2555



## □■令和8年5月臨時会の開催■□

- 1 静岡県議会令和8年5月臨時会  
(1) 日 時 令和8年5月19日(火) 午前10時30分  
(2) 場 所 静岡県議会 本会議場  
(3) 議事日程 表に記載のとおり (会期1日)

月 日	曜 日	議 事	備 考
5月19日	火	開 会 本会議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議長の辞職許可 4 議長選挙 5 諸般の報告 6 常任委員会の委員及び正副委員長の選任 7 議会運営委員会の委員及び正副委員長の選任 8 特別委員会の設置並びに委員及び正副委員長の選任 9 知事提出議案の審議 (上程、説明、質疑、討論、採決) 閉 会	議会運営委員会
知事提出議案 報 告		第94号、第95号 第11号～第15号	

提供日 2026/05/18  
タイトル 静岡県職員への給料の支給に関する  
住民監査請求の監査結果  
担当 監査委員事務局監査課  
連絡先 監査班  
TEL 054-221-2927



(要旨)

令和8年3月16日に受け付けた「静岡県職員への給料の支給」に関する住民監査請求について、監査を実施した結果、一部を却下、一部を棄却することを決定し、5月15日に請求人に通知した。

(概要)

1 件名

静岡県職員への給料の支給に関する住民監査請求

2 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央 (ほしの みつお)

3 監査対象機関

静岡県健康福祉部政策管理局総務課

静岡県総務部人事課

4 請求の要旨

だれが。(県の執行機関又は職員) :

健康福祉部

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。:

令和7年5月9日に懲戒免職にするまでにA\*に支払った給料の全て

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。:

Aは、令和7年5月9日に懲戒免職処分を受けた。前知事から書面により注意を受けていたにもかかわらず、その後も虚偽を用いて副業を続け、総額約2,740万円を得ていた。令和6年8月の県職員による通報以降も、県行政に対して虚偽の説明を繰り返し、給料をもらい続けてきた行為は、民法上の詐欺であり、地方公務員法違反である。一部の者の奉仕者であったことは明らかであり、公務員として憲法違反を犯していた。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。:

支出した給料等が全て損害。

どのような措置を請求するのか。:

- (1) Aに対して、給料の全額を返還請求すること。
- (2) Aに対して、静岡県職員の名誉を傷つけたとして、副業で得た2,740万円を静岡県に納めるよう請求すること。

\* 個人情報等に係る原文の記載について、Aで置き換えてあります。

- (3) Aが上記(1)(2)の請求に対して履行しない場合は、Aの身元保証人に同額を請求すること。

## 5 監査結果

本件措置請求のうち令和7年3月15日までの給料の支給に関する請求については、請求期間の1年を経過しており、その後に請求できる「正当な理由」も認められないため地方自治法第242条の所定の要件を欠いていることから却下する。

令和7年3月16日以降の給料の支給に関する請求については、県には「違法又は不当な公金の支出」は存在しないため、請求人の主張に理由があると認めることはできず、本件措置請求は棄却する。

## 監査結果のポイント

### 1 「請求人の主張に理由があると認めることはできない」とした主な判断根拠

#### (1) 令和7年3月15日までの給料の支給に関する請求は所定の要件を欠いている。

令和7年3月15日までの給料の支給については、支出日から本件措置請求を受け付けた令和8年3月16日までに1年を経過している。請求人に対して「正当な理由」があるかについて確認したところ、「正当な理由はない」との回答があった。

#### (2) 懲戒免職処分を行うのに要した期間が不当であるとはいえない。

地方公務員法第27条第1項において、全て職員の懲戒については、公正でなければならぬものとされ、また、同条第3項において、職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがないものとされており、懲戒権者は、職員が同法第29条第1項各号の規定に該当する場合には、当該職員に対して懲戒処分をすることができるものとされている。

懲戒処分は職員に科される制裁であることから、懲戒権者は、職員に対して懲戒処分をする場合には必要な調査を行い、慎重な判断の下で行うものであり、最も重い処分である懲戒免職処分を行う場合はなおさらである。懲戒権者が非違行為の事実を確認できない段階で職員に懲戒処分をすることは、地方公務員法第27条第1項が規定する職員の懲戒における公正の原則に反し、違法又は不当な懲戒処分となる。

本件において、令和6年8月に県の窓口が通報を受けてから、令和7年5月9日に当該職員に対して懲戒免職処分をするまでに約9か月かかったことについて、監査対象機関（総務部人事課）は、当該職員が非違行為の事実を認めなかったこともあって、関係者への事情聴取や非違行為を裏付ける資料の確認を行った上で慎重に処分の検討を行った結果であると説明している。

職員に対して懲戒処分を行うには客観的な証拠を集める必要があるところ、当該職員は、兼業許可を受けずに複数年にわたって多数の医療機関で310件もの診療業務に従事していたことから、多数の医療機関での従事を裏付ける資料の確認を行うため、情報照会を行うのに数か月を要したとの監査対象機関（総務部人事課）の説明には、合理性が認められる。

また、本件においては、当該職員が過去に同様の案件で文書訓告を受けていること、部下職員を管理監督し範を示す立場である部長級職員でありながら、再び非違行為に及んでいること、事情聴取において行為の事実を認めず、反省が見られないこと等を踏まえて、懲戒処分の基準に定められた標準例である減給又は戒告ではなく、最も重い処分である免職としているが、監査対象機関（総務部人事課）が処分の種類を決定するに当たり、慎重に検討を行ったことについても、合理性が認められる。

したがって、本件において懲戒免職処分を行うのに約9か月を要したことが不当であるとはいえない。

#### (3) 「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

監査対象機関（健康福祉部政策管理局総務課）は、当該職員は無断欠勤等をせず、外形上問題なく働いていたことを確認したため、当該職員にはその勤務に対する対価として給料が支給された。また、監査対象機関（総務部人事課）は、当該職員が勤務時間中に兼業をしていなかったことや、業務において十分な働きをしていたことを健康福祉部からの報告で確認

している。

職員の給与に関する条例第4条第7項において、任命権者は、給料表により、職員に給料を支給しなければならないこととされており、また、当該職員の給料を減額すべき事情は見当たらないため、当該職員が懲戒免職処分を受けて退職するまでは、任命権者には当該職員に対して同条例に基づいて給料を支給する義務があったことから、給料を支給した。

請求人は、当該職員が虚偽の説明を繰り返して給料をもらい続けてきた行為は民法上の詐欺であり、地方公務員法違反であり、公務員として憲法違反を犯していたなどと主張するが、当該職員の勤務の対価として同条例に基づいて給料を支給したことに何ら問題はないため、いずれの主張も当該職員に給料を支給したことが違法又は不当との理由になるものではなく、上記判断を左右するものではない。

したがって、「違法又は不当な公金の支出」は存在しない。

## **2 結論**

以上のことから、請求人の主張に理由があると認めることはできない。

提供日 2026/05/18  
タイトル 新県立中央図書館基本構想改定に係る第1回有識者会議の開催  
担当 教育委員会 社会教育課  
連絡先 企画班  
TEL 054-221-3571



新県立中央図書館基本構想を改定するため、有識者会議を設置いたしました。ついでに、第1回有識者会議を、次のとおり開催します。

- 1 **会議名称**  
新県立中央図書館基本構想改定に係る有識者会議
- 2 **日時**  
令和8年5月21日（木）午後2時15分から4時15分まで
- 3 **会場**  
静岡県庁別館9階特別第一会議室
- 4 **出席者**  
塚本副知事、前澤教育長、図書館関係有識者ほか
- 5 **内容**  
図書館を取り巻く課題、目指す姿・役割に関する意見交換
- 6 **報道機関**
  - ・参加を希望される社は、事前に別紙「取材申込書」を、5月20日（水）正午までに教育委員会事務局社会教育課企画班まで提出してください。（メール new\_lib@pref.shizuoka.lg.jp）
  - ・会議終了後、事務局が取材に対応します。
- 7 **その他**  
本会議にかかるお問い合わせは、社会教育課企画班（054-221-3571）までご連絡ください。

申込期限 令和8年5月20日(水) 正午

新県立中央図書館基本構想改定に係る第1回有識者会議

## 取材申込書

貴社名	
取材者名	代表者
	同行者
連絡先電話番号	
メールアドレス	
人数(合計)	名(代表者様含む)
テレビカメラ有無 ※○を付ける	あり(      台) ・ なし

### 【申込先】

静岡県教育委員会社会教育課企画班

メール [new\\_lib@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:new_lib@pref.shizuoka.lg.jp)

※メールにてお申し込みください。

提供日 2026/05/18  
タイトル 浜岡原子力発電所敷地内での火災の発生  
担当 危機管理部 原子力安全対策課  
連絡先 原子力安全対策課  
TEL 054-221-2729



本日（5月18日）、12時23分、中部電力株式会社から、浜岡原子力発電所敷地内における火災の発生について、「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づき電話及びFAXで通報を受けた。

#### 1 要旨

- ・令和8年5月15日（金）17時30分頃、浜岡原子力発電所事務所3階執務エリアにて中部電力社員が異臭を確認し、周囲を確認したところ、スマートフォンの充電スタンドに溶け跡があることを確認。発煙・発火はしておらず、火災報知器の鳴動はなし。
- ・当該充電スタンドをコンセントから外したところ、異臭は収まった。
- ・令和8年5月18日（月）、中部電力内の通報担当部署に確認したところ、11時48分に火災との判断に至り、11時53分に消防へ通報。消防隊員が現地確認を行った結果、12時21分に火災であることを確認した。
- ・本事象による外部への放射能の影響、発電所の安全に係る設備への影響はなし。また、けが人の発生もなし。

#### 2 県の対応

- ・静岡県環境放射線監視テレメーターシステムにおいて、発電所周辺の空間放射線量に異常がないことを確認した。
- ・関係11市町と情報共有を図るとともに、報道各社への情報提供を行う。
- ・中部電力に対し、原因を究明し、再発防止策とともに県に報告するよう要請した。